

# 教育職員免許状

## 教育職員免許状の取得

教育職員免許法および同施行規則に定める所定の授業科目の単位を修得したときは、次の表に掲げる免許状の種類および免許教科の種類に応じ、教育職員免許状の授与を受ける所要資格を得ることができます。

## 取得可能な免許状および資格

- ・ 幼稚園教諭二種免許状

### 教育職員免許法 別表第一（第五条、第五条の二関係）〔抜粋〕

第一欄		第二欄	第三欄	
所要資格		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数	
免許状の種類			教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	75	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	51	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	31	

## 取得条件

次の条件を満たすことにより、教育職員免許状（幼稚園教諭二種免許状）の授与を受ける所要資格を得ることができます。

1. 短期大学士の学位を有する（本学の卒業）
2. 次に掲げる科目の単位修得

施行規則に定める科目	単位数	本学における授業科目	単位数
日本国憲法	2	日本国憲法	2
体育	2	スポーツ	1
		スポーツ健康学	1
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅰ	1
		英語Ⅱ	1
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 2 単位又は情報機器の操作	2	情報処理	2

3. 取得する免許状の種類に応じた「教科及び教職に関する科目」の単位取得

「教科及び教職に関する科目」について、区分の内訳および教育職員免許法上の最低修得単位数は下表のとおりです。詳細は P. 196 を参照してください。

教科及び教職に関する科目（内訳）	幼稚園		
	専修	一種	二種
A 領域及び保育内容の指導法に関する科目	16	16	12
B 教育の基礎的理解に関する科目	10	10	6
C 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	4	4	4
D 教育実践に関する科目	7	7	7
E 大学が独自に設定する科目	38	14	2
最低修得単位数	75	51	31

幼稚園教諭二種免許状「教科及び教科の指導法に関する科目」(A)

免許法施行規則			本学開講授業科目	単位数	修得単位		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	二種			必修	選択	
(A) 領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	健康	子どもと健康	1	1	-	
		人間関係	子どもと人間関係	1	1		
		環境	子どもと環境	1	1		
		言葉	子どもと言葉	1	1		
		表現	子どもと音楽表現	1	1		
	保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	12		子どもと造形表現	1		1
				保育内容総論	1		1
				保育内容「健康」指導法	1	1	
				保育内容「人間関係」指導法	1	1	
				保育内容「環境」指導法	1	1	
				保育内容「言葉」指導法	1	1	
			保育内容「音楽表現」指導法	1	1	-	
			保育内容「造形表現」指導法	1	1		
最低修得単位数		12	計			13	

幼稚園教諭二種免許状「教育の基礎的理解に関する科目」等 (B~E)

免許法施行規則			本学開講授業科目	単位数	修得単位		
科目区分	科目に含めることが必要な事項	二種			必修	選択	
(B) 教育の基礎的理解に関する科目	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	6	保育者論	2	2	-	
			教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理と教育制度	2		2
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)				
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	発達・学習心理学	2		2
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援保育Ⅰ	1		1
			特別支援保育Ⅱ	1	1		
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	2	2				
(C) 道徳、総合的学習等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	4	教育方法論	2	2	-	
			幼児理解の理論及び方法	幼児理解と教育相談	2		2
(D) 科目に関する教育実践	教育実習	5	教育実習指導			1	
			教育実習Ⅰ	2	2		
			教育実習Ⅱ	2	2		
			教職実践演習	2	2		
(E) 大学が独自に設定する科目		2	子ども文化Ⅰ	1	1		
			子ども文化Ⅱ	1	1		
			子どもとあそび	1	1		
最低修得単位数		19	計			24	

※教育実習の履修についての詳細は、P. 200~201を参照すること。